

産業保健情報誌

よたこい



第3号
平成14年
5月

労働福祉事業団
高知産業保健推進センター

Occupational Health of Kouchi
産業保健情報誌よさこい 第3号

目次

◆着任のご挨拶 高知労働局労働基準部長 古屋 隆	1
◆相談員からの健康アドバイス/ 普通騒音計での等価騒音レベル測定方法 高知産業保健推進センター労働衛生工学相談員 門田義彦	2
◆高知労働局からのお知らせ①/ 平成14年度基準行政のあらまし（労働安全衛生関係）	4
◆高知労働局からのお知らせ②/ 新しい「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」の策定について	7
◆過重労働による健康障害を防ぐために	12
◆産業保健セミナーのご案内	14
◆自発的健康診断受診支援助成金のご案内	16
◆差し上げます！／編集後記	



表紙写真／よさこい祭り

盛夏8月「よさこい祭りを見なければ高知は語れない」と言われる高知最大の祭り。9日の前夜祭に始まり、10日、11日の本祭と躍動する熱気は、12日の全国大会へと続く。

CONTENTS

着任のご挨拶

高知労働局
労働基準部長

古屋 隆



4月1日付けで高知労働局労働基準部長を拝命致しました。高知県の勤務ははじめてですが、温暖な気候で自然豊かな、また、多くの人材を輩出しておりますこの地で仕事ができますことを大変うれしく光榮に思っております。どうぞよろしくお願い致します。

皆様方には、日頃より労働基準行政の推進につきましてご理解ご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。特に、労働基準行政の重点課題としております労働者の健康確保対策の推進にあたりましては、積極的な産業保健活動を展開していただき、深く感謝申し上げます。

現下の企業経営を取り巻く状況は依然として厳しく、これらを背景に一般労働条件や安全衛生水準の確保、また、

労働者の不安、ストレスの増大などに伴う心と体の健康確保が大きな課題となっております。本県におきましては特に小規模事業場が多く、これらの事業場のニーズや実態に応じた活動が重要であると認識しております。このため産業保健推進センターが県内産業保健活動の中核となり、県下4カ所に設置されている地域産業保健センターと十分な情報交換を行い連携を図りながら、これらの事業場やそこで働く労働者の方々をはじめとする関係者に対し、実践的な支援を行うことが大切であると考えております。また、高齢化が一層進展する中において、生活習慣病を予防し活

力ある社会を構築するためには、職域と地域が連携を図りながら健康教育などの活動を行っていくことも重要であると考えております。

「健康がすべてではないが健康がなければすべてはない」という言葉がありますが、労働者の方々が健康で安心して働けることが第一であります。県内の産業保健活動が一層推進されますよう私どもも皆様をはじめ関係者の方々のご意見を伺いながら取り組んで参りたいと考えておりますので、今後とも引き続きご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い致します。

最後になりましたが、高知産業保健推進センターの今後ますますのご発展を祈念申し上げます。着任の挨拶とさせていただきます。

普通騒音計 (NA-27A) での 等価騒音レベル測定方法

高知産業保健推進センター労働衛生工学相談員
門田労働衛生コンサルタント事務所長 門田 義彦



騒音とは望ましくない不快な音のことで、一定レベル以上の騒音を長時間聞いていると難聴が生じてしまいます。

騒音性難聴の特徴は、

- ①4000Hzの音の聴力低下から始まる
- ②会話はもっと低い音で行っているため、初期には気がつかないことが多い
- ③治りが悪く、ある程度に達すると騒音ばく露を中止しても障害が解消されないことがあげられます。

騒音については、事業者は労働安全衛生法第22条で健康障害防止のための措置を講じなければならないと定められています。これを踏まえて労働安全衛生規則第588条では測定を行う作業場や第590条に6カ月に1回の頻度で等価騒音レベルの測定をしなければならないと定めています。さらに、騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年基発第546号）では、騒音に関する作業環境管理、作業管理及び健康管理を詳細に定めています。

騒音対策の第一歩は、現状の騒音環境を把握することです。現状を把握することによってはじめて対策手法の策定や対策後の効果確認が可能となります。さらに前述のとおり、法的に測定を義務づけられた作業場もあります。

当センターでは、普通騒音計（1/3オクターブ分析器付）NA-27Aの貸出を行っています。ここでは、NA-27Aによる等価騒音レベル（Leq）測定の設定方法を示します。

機器設定方法

1. 電源投入



本体側面にある電源（POWER）を投入します。10秒ほど準備時間がかかります。

なお、画面上部に「LOW」または「EMP」の表示ができれば電池を交換してください。

2. 校正

本体電気信号による校正を行います。

表示が94.0dBであれば校正の必要はありません。

94.0dB以外の表示の場合はマニュアルに従って調整してください。

3. 操作パネル下段のMENUにあるSET UPキーを押してSET UP画面にします。



4. MEASURE MODEをLEQ（等価騒音レベル測定）にします。



5. 測定時間はLEQ TIMEで設定します。
通常は10m（10分間）にします。

6. SET UPキーを押して元の画面に戻します。

7. SLM/1/11/3キーを押して騒音レベル測定画面にします。

8. FREQ WEIGHTキーで周波数特性回路を通常はA特性に設定します。（ L_{Aeq} ）

9. TIME CONSTキーで動特性を設定します。
通常はFASTにします。

10. LEVEL/UPまたはLEVEL/DOWNキーでレベルレンジを設定します。



OVERまたはUNDERが点灯しないようにします。（バーグラフ表示が中央付近を指示するようにします。）

11. START/STOPキーを押します。

INDICATOR及び液晶画面の▶が点灯し、等価騒音レベルの測定を始めます。

4で設定した測定時間が経過すると自動的に測定を終了します。

設定した測定時間以前に終了したい場合は再度START/STOPキーを押します。

12. L_{Aeq} と表示された数字が等価騒音レベルです。



平成14年度基準行政のあらまし (労働安全衛生関係)

1 労働災害発生の動向

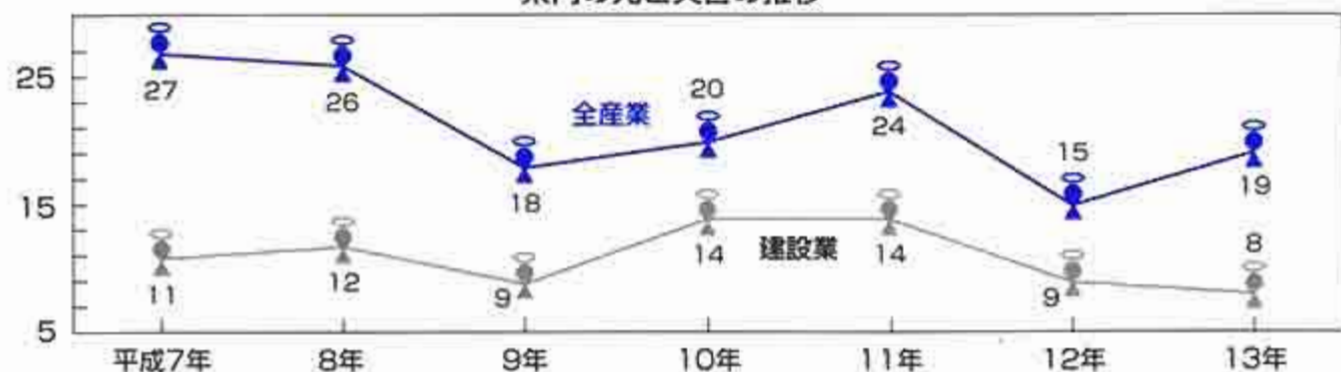
平成13年の労働災害による死亡者数は19人と前年より4人増加しました。

死亡者数を業種別で見ると建設業が8人であ

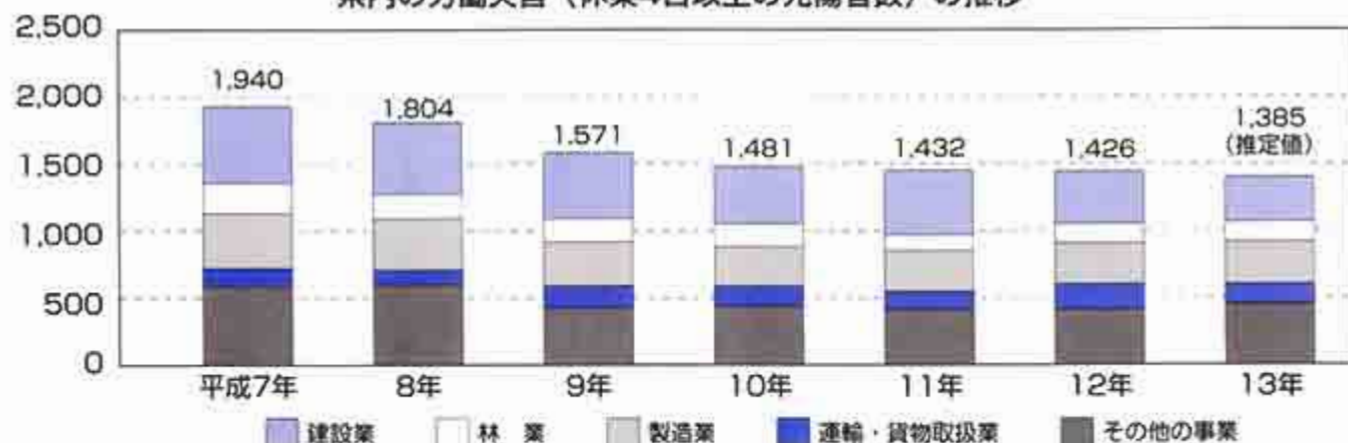
り、全産業に占める建設業の割合が依然として高い状況にあります。

また、休業4日以上労働災害は年々減少していますが、依然として全国平均の2倍高い発生率となっています。

県内の死亡災害の推移



県内の労働災害（休業4日以上死傷者数）の推移



主な業種の年千人率の比較

項目	年別	全産業	建設業	林業	製造業	貨物運送業
高知県	10	6.0	15.3	56.5	7.7	15.7
	11	5.9	15.4	51.8	7.7	14.1
	12	5.8	13.4	83.2	7.6	17.8
全国平均	10	3.0	6.3	28.8	3.8	10.4
	11	2.8	6.5	30.0	3.6	9.8
	12	2.8	6.3	28.7	3.6	9.8

2 労働災害の大幅な減少を 実現するために

(1)安全衛生管理水準の一層の向上

中小規模事業場の安全衛生管理水準の一層の向上を図るため、労働者数30人以上の全事業場を対象に「年間安全衛生管理計画書」の作成指導及び提出を求めます。

(2)建設業

死亡災害の撲滅を目指し、工事の計画から施工に至るすべての段階における安全確保対策が確実に実施されるよう、経営トップ、現場代理人等各層に対する安全意識の高揚、安全措置の徹底に努めます。

- ①墜落・転落災害、建設機械災害、土砂崩壊災害の「建設3大災害」の防止を中心に監督指導を強化するとともに、同災害発生事業場に対する再発防止のための指導の徹底を図ります。
- ②労働安全衛生法に基づき建設現場の労働災害防止業務従事者に対する再発防止講習を実施します。
- ③公共工事発注機関との連携・強化により、労働災害防止対策を推進します。
10月15日には、高知県との建設現場合同バトロールを実施します。
- ④建設業関係団体の自主的活動を支援するとともに、建設業労働災害防止協会高知県支部への指導援助を行います。

(3)林業

- ①安全衛生管理体制の確立、安全衛生教育実施の徹底等自主的な活動の定着を推進します。
- ②機械集材装置、伐木造材及び集材作業における安全な作業方法の徹底を推進します。
- ③「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」の普及・啓発に

努めます。

(4)陸上貨物運送事業

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底による交通労働災害防止対策、荷の積み卸し作業時の労働災害防止対策及び腰痛予防対策を推進します。

(5)機械設備の労働災害防止対策

機械設備による災害の増加を防止するため、監督指導等の実施とともに、「機械の包括的な安全基準に関する指針」の周知に努めます。

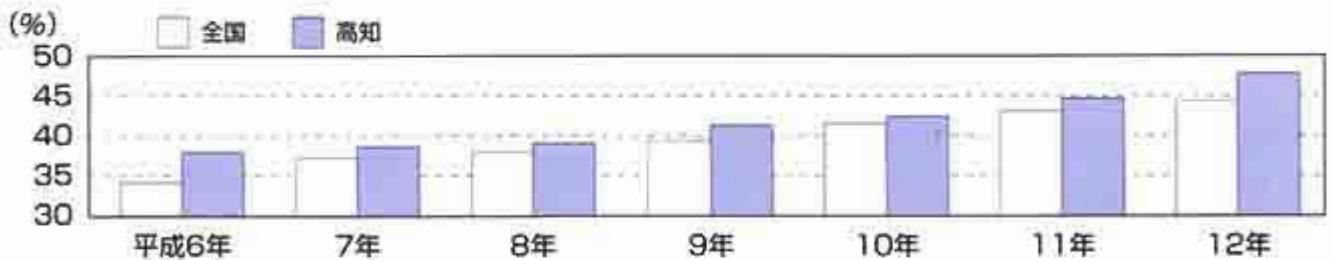
(6)交通労働災害防止対策

交通労働災害による死亡災害等の防止を図るため、高知県安全運転管理者協議会連合会と連携し、業務用自動車事故による交通労働災害防止対策を推進します。



3 働く人の健康確保のために

- (1) 一般定期健康診断の有所見率は、年々上昇しており、平成12年の有所見率は、47.1%



- (2) 「職場における労働者の心の健康づくりのための指針」の普及・定着を図ります。
 (3) 高知産業保健推進センターでは、主として労働者数50人以上の事業場の事業主及びその労働者に対する産業保健に関する窓口相談、情報の提供、衛生管理者等への研修及び地域産業保健センターへの協力・支援等の業

となっています。

このため、健康診断の結果に基づいた事後措置の実施についての啓発・指導を行います。

務を無料で実施しています。

- (4) 地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の事業場及びその労働者への産業保健サービス（健康相談の実施、個別訪問による産業保健指導、産業保健情報の提供）を無料で実施しています。

	連絡先	ご利用いただける日時
地域産業保健センター事業	高知地域産業保健センター 高知市城山町207-6（高知医師協同組合1階） (088) 833-1248	毎週 月・水・金曜日 第3、4木曜日 第1、4土曜日 第2、4日曜日 10時～16時 (月は19時)
	須崎地域産業保健センター 須崎市東糺町5-10（高岡郡医師会館内） (0889) 42-2901	毎週 月・水・金曜日 10時～16時
	中村地域産業保健センター 中村市右山字明治383-8（幡多医師会館内） (0880) 34-4643	毎週 火・水・木曜日 10時～16時
	安芸・香美地域産業保健センター 安芸市庄之芝町1-46（安芸郡医師会内） (0887) 35-3526	毎週 火・水・木曜日 10時～16時

(※職員が不在の場合もありますので、事前に電話でご確認ください)

4 快適な職場環境の形成のために

すべての働く人にとって、仕事による疲労や

ストレスを感じることの少ない、働きやすい快適な職場づくりを進めるための支援を行います。

事業名	事業内容	連絡先
快適職場形成促進事業	労働者にとって、働きやすい職場づくりについての支援を行います。 相談日：毎週月・木曜日	高知快適職場推進センター (高知県労働基準協会連合会内) (088) 861-5566

新しい「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」の策定について

近年、マイクロエレクトロニクスや情報処理を中心とした技術革新により、IT（情報技術）化が急速に進められており、VDT（Visual Display Terminals）が広く職場に導入されてきたことに伴い、誰もが職場においてVDT作業を行うようになり、VDT機器を使用する者が急速に増大している。

また、最近においては、ノート型パソコンや携帯情報端末の普及、マウス等入力機器の多様化、さまざまなソフトウェアの普及等に見られるよう、VDT機器等は多様化する状況にある。

このような状況の中、現状のVDT作業における問題点も指摘されており、労働省において平成10年に実施した「技術革新と労働に関する実態調査」によれば、VDT作業を行っている作業者のうち、精神的疲労を感じているものが36.3%、身体的疲労を感じているものが77.6%にも上っている。

このため、厚生労働省においては、VDT作業に関する専門家により構成された「VDT作業に係る労働衛生管理に関する検討会」（座長 独立行政法人産業医学総合研究所理事長 荒記俊一）を設置し、VDT作業における安全衛生管理のあり方について検討を行ってきたところである。

今般、この検討結果を受け、VDT作業者の心身の負担をより軽減し、作業者がVDT作業を支障なく行うことができるようにするために、新しい「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を策定した。

◆新VDT作業ガイドライン（要約）◆

1 対象となる作業

対象となる作業は、事務所において行われるVDT作業（ディスプレイ、キーボード等により構成されるVDT（Visual Display Terminals）機器を使用して、データの入

力・検索・照合等、文章・画像等の作成・編集・修正等、プログラミング、監視等を行う作業）とし、作業者を次のように作業の種類及び作業時間で区分し、その区分に応じた労働衛生管理を以下のように行うこととした。

作業の種類	作業時間区分	作業の例
単純入力型	1日4時間以上	資料、原稿等からデータ、文章等の入力をする作業
	1日2時間以上4時間未満	
	1日2時間未満*	
拘束型	1日4時間以上	コールセンター等における受注、予約、照会等の作業
	1日2時間以上4時間未満	
	1日2時間未満*	
監視型	1日4時間以上	交通等の監視等の作業
	1日4時間未満*	
対話型	1日4時間以上	作業者自身の考えにより、文章・表等の作成、編集、修正等を行う作業データの検索、照合、追加、修正等を行う作業 電子メールの受信、送信等を行う作業 窓口等で金銭の出納等を行う作業
	1日4時間未満	
技術型	1日4時間以上	コンピューターのプログラムの作成、修正等を行う作業
	1日4時間未満	コンピューターにより設計、製図等を行う作業
その他の型	1日4時間以上	画像診断検査、携帯情報端末、その他のディスプレイを備えた機器の操作等を行う作業
	1日4時間未満*	

ただし、*印に該当する作業者については、必要に応じ、以下の2、3及び4に準じて労働衛生管理を行うこととした。

2 作業環境管理

作業者の疲労等を軽減し、作業者が支障なく作業を行うことができるよう、照明、採光、グ

レアの防止、騒音の低減措置等について基準を定め、VDT作業に適した作業環境管理を行うこととした。

3 作業管理

(1) 作業時間管理等

イ 作業時間管理

作業者が心身の負担が少なく作業を行うことができるよう、次により作業時間、作業休止時間等について基準を定め、作業時間の管理を行うこととした。

1日の作業時間	一連続作業時間	作業休止時間	小休止
他の作業を組み込むことまたは他の作業とのローテーションを実施することなどにより、1日の連続VDT作業時間が短くなるように配慮すること。	1時間を超えないようにすること。	連続作業時間と連続作業時間の間に10～15分の作業休止時間を設けること。	一連続作業時間内において1～2回程度の小休止を設けること。

ロ 業務量への配慮

作業者の疲労の蓄積を防止するため、個々の作業者の特性を十分に配慮した無理のない適度な業務量となるよう配慮すること。

イ デスクトップ型機器

ロ ノート型機器

ハ 携帯情報端末

ニ ソフトウェア

ホ 椅子

ヘ 机または作業台

(2) VDT機器等の選定

次のVDT機器、関連什器等についての基準を定め、これらの基準に適合したものを選定し、適切なVDT機器等を用いることとした。

(3) VDT機器等の調整

作業者にディスプレイの位置、キーボード、マウス、椅子の座面の高さ等を総合的に調整させることとした。

4 VDT機器等及び 作業環境の維持管理

VDT機器等及び作業環境について、点検及び清掃を行い、必要に応じ、改善措置を講じることとした。

5 健康管理

作業者の健康状態を正しく把握し、健康障害の防止を図るため、作業者に対して、次により健康管理を行うこととした。

(1) 健康診断等

イ 健康診断

VDT作業者に対して、作業の種類と作業時間に応じて次の項目について健康診断を行うこととした。

作業の種類	作業時間	配置前健康診断 (新たにVDT作業を行う場合)	定期健康診断 (1年以内ごとに1回)
単純入力型・拘束型	1日4時間以上	(イ) 業務歴の調査 (ロ) 既往歴の調査 (ハ) 自覚症状の有無の調査 (ニ) 眼科学的検査 a 視力検査 (a) 5 m視力の検査 (b) 近見視力の検査 b 屈折検査 c 眼位検査 d 調節機能検査 (ホ) 筋骨格系に関する検査 a 上肢の運動機能、圧痛点等の検査 b その他医師が必要と認める検査	(イ) 業務歴の調査 (ロ) 既往歴の調査 (ハ) 自覚症状の有無の調査 (ニ) 眼科学的検査 a 視力検査 (a) 5 m視力の検査 (b) 近見視力の検査 b その他医師が必要と認める検査 (ホ) 筋骨格系に関する検査 a 上肢の運動機能、圧痛点等の検査 b その他医師が必要と認める検査
拘束型 単純入力型・ 監視型・対話型・技 術型その他の型	4時間未満 1日2時間以上 1日 4時間以上	(イ)、(ロ) 及び (ハ) の調査並びに (ニ) の検査を実施し、医師の判断により必要と認められた場合に (ホ) の検査を行うこと。	(イ)、(ロ) 及び (ハ) の調査を実施し、医師の判断により必要と認められた場合に、(ニ) 及び (ホ) の検査を行うこと。
拘束型 単純入力型・ 監視型・対話型・技 術型その他の型	2時間未満 1日 4時間未満		
		自覚症状を訴える作業者について、必要な調査または検査を実施すること。	自覚症状を訴える作業者について、必要な調査または検査を実施すること。

□ 健康診断結果に基づく事後措置

配置前または定期の健康診断によって早期に発見した健康障害要因を詳細に分析し、産業医の意見を踏まえ、必要に応じ有所見者に対して保健指導等の適切な措置を講じるとともに、作業方法、作業環境等の改善を進め、予防対策の確立を図ることとした。

(2) 健康相談

メンタルヘルス、健康上の不安、慢性疲労、ストレス等による症状、自己管理の方法等についての健康相談の機会を設けるよう努めることとした。

(3) 職場体操等

就業の前後または就業中に、体操、ストレッチ、リラクゼーション、軽い運動等を行うことが望ましいこととした。

6 労働衛生教育

VDT作業に従事する作業員及び当該作業員を直接管理する者に対して労働衛生教育を実施

することとした。

また、新たにVDT作業に従事する作業員に対しては、VDT作業の習得に必要な訓練を行うこととした。

7 配慮事項

(1) 高齢者に対する配慮事項

高年齢の作業員については、照明条件やディスプレイに表示する文字の大きさ等を作業員ごとに見やすいように設定するとともに、過度の負担にならないように作業時間や作業密度に対する配慮を行うことが望ましいこととした。

るようにするなどの対策を講じることとした。

また、適切な視力矯正によってもディスプレイを読み取ることが困難な者には、必要に応じ拡大ディスプレイ、弱視者用ディスプレイ等を使用できるようにするなどの対策を講じることとした。

(2) 障害等を有する作業員に対する配慮事項

VDT作業の入力装置であるキーボードとマウスなどが使用しにくい障害等を有する者には、必要に応じ音声入力装置等を使用でき

(3) 在宅ワーカーに対する配慮事項

仕事の注文者は、VDT作業を行う在宅ワーカーの健康確保のため、在宅ワーカーに対して本指針の内容を提供することが望ましいこととした。

過重労働による健康障害を防ぐために

健康診断と事後措置を確実に実施しましょう



□ 定期健康診断を確実に実施していますか？

- 労働者に対し、1年以内に1回の定期健康診断を実施しなければなりません。
- 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、6か月以内に1回の特定業務従事者健康診断を実施しなければなりません。
- 一定の健康診断項目に異常の所見がある労働者には、労災保険制度による二次健康診断と特定保健指導に関する給付（二次健康診断等給付）制度を利用できます。
- 深夜業に従事する労働者は、自発的健康診断受診支援事業助成金制度を利用できます。



□ 定期健康診断の結果に基づく適切な事後措置を実施していますか？

- 有所見者については、健康保持のために必要な措置について医師の意見を聴き、必要な事後措置*を講じなければなりません。

* 「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成8年労働省公示第1号）

- 定期健康診断は、健康管理のための基礎となるものであり、過重労働による健康障害を防止するための就業上の措置を考える良い機会です。わからないことは、気軽に産業医、地域産業保健センター、健康診断を実施した機関などに相談しましょう。保健所などの地域保健の機関も活用できます。

- 労働者の健康保持増進（THP：トータル・ヘルスプロモーション・プラン**）の実施にも努めましょう。

** 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針 公示第1号）



さらに…

産業医による保健指導や助言指導を受けましょう

時間外労働が月100時間または2～6か月平均で月80時間を超えたら、

事業者▶ 産業医による事業場での健康管理についての助言指導
産業医が必要と認める場合は、必要な労働者に対する臨時の健康診断の実施とその結果に基づく事後措置の実施

労働者▶ 産業医の面接による保健指導
産業医が必要と認める場合は、事業者が実施する臨時の健康診断の受診

時間外労働が月45時間を超えたら、



事業者▶ 産業医による事業場での健康管理についての助言指導*

*一度産業医からの助言指導を受けた際に、当該労働者の年齢、過去の健康診断の結果、就労状況等を踏まえた産業医の意見を基に、以後の就労実態、健康管理の状況等が改善された場合であって、新たな状況の変化（健康診断の実施など）がないときには、必ずしも月45時間を超える時間外労働が行われることに産業医の助言指導を受ける必要はありません。

これらの保健指導や助言指導を受ける際には、就労実態がわかる情報（作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数、過去の健康診断の結果など）を産業医に提供しましょう。

産業医を選任する義務のない事業場では、
地域産業保健センターを活用することにより、
無料で産業保健サービスを受けることができます。

産業保健セミナーのご案内

労働福祉事業団
高知産業保健推進センター

当センターでは、事業場の産業保健・労働衛生業務に携わる皆様を対象として標記セミナーを開催しています。

このセミナーは、当センター専門スタッフ（産業保健相談員）が講師となり、産業保健に関係するすべての方に対し専門的かつ実践的能力の向上を図ることを目的に実施しています。また、セミナーの内容は「少人数でスライドやOHP等を使用し、受講者が講師と一緒に進められるよう計画されています。

皆様の受講をお待ちしています。

◎概要

- 対象者** 県内の産業医、産業看護職、事業場の衛生管理者・労務担当者等で産業保健及び労働衛生に関心のあるすべての方。
*日医認定研修ではありません。
- 開催場所** 高知産業保健推進センター 研修室
- 開催時間** 午後2時～4時
- 定員** 先着36名（希望者多数のときは再度開催を計画し、改めてご案内します。）また、受講希望者が少数の場合は休講とすることもあります。その際は、受講希望者にご連絡いたします。
- 受講料** 「全セミナー無料です」
- 駐車場** 当センターは駐車場がありませんので、公共機関の乗物をご利用ください。
- その他** セミナーの予定は別紙（次頁）のとおりですが、現在計画中のものもあります。決定次第、当センターのホームページで、常時ご案内することにしておりますのでご照会ください。
- 申し込み方法** 下記の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、当センターまで郵送またはFAXでお送りください。申し込み先は「受講申込書」下欄に記してあります。
(複数受講可)

キ・リ・ト・リ・セン

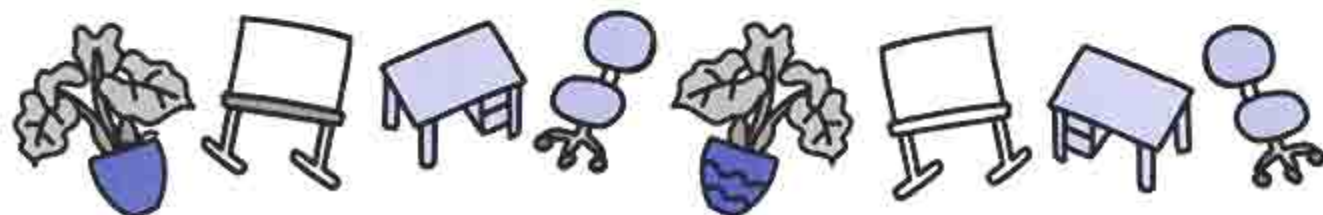
産業保健セミナー受講申込書

研修希望日	① 月 日 受講希望	② 月 日 受講希望	③ 月 日 受講希望	④ 月 日 受講希望	⑤ 月 日 受講希望
事業場名 団体の名称等				受講者 氏名	
所在地	〒 -				
所属部課等	部 課	連絡先	電話	()	
			FAX	()	
			Eメール		
職種等	産業医等、保健師・看護師、事業主、労務担当者、衛生管理者、産業保健関係機関、労働者、その他				

◎申込先 〒780-0870 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階 高知産業保健推進センター
TEL 088(826)6155 FAX 088(826)6151 (申込書が足りない時は、コピーしてお使いください)

産業保健セミナー予定表（平成14年6月～10月）

月	日	テーマ	講師
6月	13日（木）	物理的環境と健康障害 （熱中症予防）	産業医学担当 高知医科大学教授 甲田 茂樹
	14日（金）	楽しくお酒をいただくために	メンタルヘルス担当 いとうクリニック院長 伊藤 高
7月	11日（木）	生活習慣病の予防について	産業医学担当 共済組合県診療所長 森岡 茂治
	26日（金）	健康づくりとスポーツ	産業医学担当 永井病院院長 熊野 修
8月	14日（水）	メンタルヘルスと傾聴	カウンセリング担当 森社会保険事務所所長 森 由枝
	20日（火）	作業環境測定における ダイオキシン類に関すること	労働衛生工学担当 東洋電化工業(株)分析センター 中西 淳一
9月	5日（木）	化学物質と作業環境管理 作業管理、人体影響	産業医学担当 高知医科大学教授 甲田 茂樹
	26日（木）	見えない酸素 （呼吸と酸素）	産業医学担当 共済組合県診療所長 森岡 茂治
10月	11日（金）	注意すべき腰痛	産業医学担当 永井病院院長 熊野 修
	24日（木）	簡易作業環境測定器の 取り扱い方	労働衛生工学担当 （株）東洋技研 川村 清雄



深夜業に従事する皆様へ

自発的健康診断 受診支援助成金利用のご案内

自発的健康診断受診支援事業

助成金支給対象者

自発的健康診断受診支援助成金の支給対象者は、次の要件をすべて満たすとともに、自発的健康診断を受診した方です。

要件

- 1 常時使用される労働者**
(1週間の労働時間が通常の労働者の所定労働時間数の4分の3以上の方も含まれます)
- 2 自発的健康診断を受診する日前6カ月の間に1カ月当たり4回以上(過去6カ月で合計24回以上)深夜業に従事した方**

- 3 今年度にこの助成金の支給を受けたことがない方**

※深夜業とは、午後10時から翌日の午前5時までの間における業務をいいます。勤務時間の一部でも午後10時から午前5時までの時間帯にかかる場合は「深夜の業務」があるとしめます。

※国の直営事業、官公署の事業等の労働保険非適用事業に係る労働者は対象となりません。

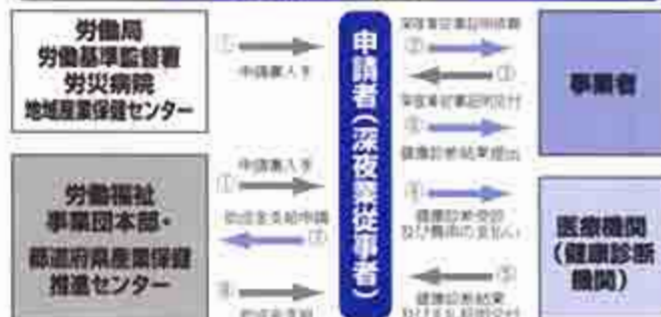
※人間ドックにもご利用できます。

助成金額

自発的に受診した健康診断に要した費用(消費税を含む)の3/4に相当する額が助成されます。ただし、その3/4に相当する額が、7,500円を超える場合の支給額は7,500円とします。

(例:健康診断費用が7,200円の場合は、5,400円が支給されます)

助成金の流れ





職場における 自殺の予防と対応

近年、労働者を巡る職場環境は厳しいものになってきています。職場でストレスを感じる労働者の割合が今までに増えているという調査結果がでており、また、就労者の自殺の増加も最近目立ってきた現象です。厚生労働省では、平成12年8月に「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を公表し、この指針に沿って事業場でのメンタルヘルス活動が行われるよう支援施策を進めています。特に緊急性の高い課題として、労働者の自殺予防に関する総合的な対策を進めることになり、その重要なステップとして、労働者の自殺予防に必要な知識の普及・啓発を支援することになりました。

この冊子は、労働者の自殺予防に必要な知識をわかりやすくまとめ、自殺の予防に役立つ目的で、中央労働災害防止協会に置かれた委員会での合議を基に厚生労働省が作成したのですが、自殺の予兆、日常

の配慮と相談対応、相談体制等をわかりやすく解説しています。



上記冊子は無料で差し上げています。

ご希望の方は高知産業保健推進センターまでご連絡ください。(連絡先はこの情報誌の裏表紙に記載されています)

編集後記

平成14年度最初の情報誌「よさこい」(第3号)を発行する運びとなりました。本号には労働局からのお知らせを多数掲載しておりますが、産業保健に携わる皆様方が待ち望んでおられました「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」が通達され本誌に掲載することができました。

また、去る4月19日には、当センターとして最初のセミナーを開催し、伊藤高メンタルヘルス相談員から「職場のストレスと心の健康」というテーマで研修を行い30数名の受講者の方々が熱心にメモを取られておりました。

これからも、高知県で産業保健に携わる皆様方のお役に立てますよう図書類の貸出しや研修事業等に鋭意努力してまいります。

皆様方のご協力を賜りますとともに、お気軽にセンターをご利用下さいますようお願いを申し上げます。

副所長 和田貞治



ご案内図



●ご利用いただける日時

休日を除く毎日 AM9:00~PM5:00

(休日は毎週土・日曜日及び祝日、年末年始)



労働福祉事業団

高知産業保健推進センター

〒780-0870

高知県高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル4階

TEL 088-826-6155 FAX 088-826-6151

ホームページ <http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo39/>

Eメール sanpo39@msf.biglobe.ne.jp